

公 告

認可申請事項

- *組合規約第4条別表 武田コンシューマーヘルスケア株式会社の事業所編入
(平成29年4月1日付) 新規適用事業所の編入
- *一般保険料率変更認可申請書(平成29年3月1日付適用)
- *組合規約第44条の変更(平成29年3月1日付適用)
一般保険料率変更に伴う保険料負担割合の変更
- *組合規約第30条の変更(平成29年4月1日付適用)
[第一号 組合会に提出する議案]の削除
- *組合規約第53条及び59条の変更(平成29年4月1日適用)
療養費支給申請書等の一部負担金等も付加給付の対象となる等、実運用に合わせた表現に変更
- *組合規約第60条の変更(平成29年4月1日適用)
療養費支給申請書等の一部負担金等も付加給付の対象となる等、実運用に合わせた表現に変更するとともに70歳以上については少額の一部負担金の場合に、実額を付加金計算に含めるように変更

届出事項

- *平成29年度収入支出予算届出(平成29年2月20日届出)
- *組合規程変更届(平成29年2月20日届出)
(一部変更規程)
人間ドック・単独検診利用規程、被扶養者認定規程
(新設規程)
総合健診コース利用規程、妊婦への健康情報冊子の配付規程
- *平成29年度健康保険料率…83.84%(28年度から5%引き上げ)
(内訳)基本保険料率38.65% 特定保険料率43.73%、調整保険料率 1.46%
- *平成29年度介護保険料率…10.0%(28年度から1.0%引き上げ)

各種委員の変更(敬称略)

- *健康管理推進委員会の特別委員
就任:土井 泰治【武田薬品工業(株)】(平成29年1月1日付)

監査について

平成28年12月20日に、監事 青木誠司、青木寛晃 両氏により、平成28年度監査が実施された結果、すべて適正に処理されていることが確認され、平成29年2月14日開催の組合会において、その旨報告されました。

任意継続被保険者の平成29年度標準報酬月額(上限)について

標 準 報 酬	
等 級	月 額
31	530,000円

健康保険法第47条第2号に定める平成28年9月30日現在の全被保険者の標準報酬月額の平均額(522,883円)の該当する標準報酬等級区分となり、4月分保険料から適用になります。

保険料の計算基礎となるのは、在職時の標準報酬月額と上記の標準報酬月額(上限)のいずれか低い方となり、現在、任意継続被保険者の方で、退職前の標準報酬月額が53万円以上の方も上記の標準報酬月額が適用になります。